平成２４年（フ）第５８６号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　６棟403号
債務者　森河原聡子（旧姓寺西）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０９号
福岡市早良区重留６丁目10番７―102号
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１６号
福岡市城南区樋井川１丁目２番24号
債務者　石橋　　剛
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２８号
福岡市中央区地行１丁目６番３号
債務者　丸野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３３号
福岡県筑紫野市光が丘４丁目７番地16　セジュール光が丘101号
債務者　梅崎　一生
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４０号
福岡市早良区田村３丁目５番15―110号
債務者　岩田　千恵
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４６号
福岡市博多区東平尾１丁目１番24―402号
債務者　平　　宗一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５６号
福岡市中央区小笹５丁目４番67―131号
債務者　林　　吾郎
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５９号
福岡市南区塩原４丁目22番16号
債務者　池口　洋之
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６０号
福岡県宗像市東郷２丁目３番７号コーポ山本203号
債務者　島田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６６号
福岡市博多区東月隈３丁目19番８―201号
債務者　池松　美幸
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６８号
福岡市博多区新和町２丁目１番９―306号
債務者　草野　隆芳
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７７号
福岡市西区姪の浜２丁目23番15号
債務者　眞鍋奈瑠美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７９号
福岡県大野城市雑餉隈町３丁目２番30号アイランドコーポⅡ302号
債務者　瀬里　彰子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８７号
福岡市南区弥永団地15番208号
債務者　澤田オトメ
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９２号
福岡市早良区高取１丁目21番16―101号
債務者　御手洗辰夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９５号
福岡県古賀市小竹844番地１
債務者　辻　　英治
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０５号
福岡県糸島市志摩野北1148番地
債務者　青木　和弘
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１１号
福岡市東区原田１丁目26番30号
債務者　坂西ゆかり（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部